# 酒々井町農業委員会8月総会会議録

平成30年8月6日(月) 分庁舎2階第1多目的室 午後3時から午後4時47分まで

- 局 長 それでは定刻になりましたので、総会を始めさせていただきます。会長お 願いいたします。
- 会 長 午後2時からの農業者年金研修会、皆様ご苦労様でした。農業者年金については、農業委員と推進委員のご苦労を願って、1人でも加入できるように推進して頂ければと思います。ただいまから平成30年8月の農業委員会総会を開会いたします。
- 会 長 なお、本日の総会は、議案2件、専決処理報告1件、その他2件ですので、 よろしくお願いします。
- 局 長 議事の進行につきましては、会議規則により会長にお願いいたします。
- 議 長 それでは、議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8 名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委 員に、6番 京増 孝一 委員、7番 飯田 隆男 委員を指名します。 また、書記に事務局の高橋主任主事を任命します。
- 議 長 それでは、第1号議案農地法第3条許可申請についての整理番号1及び2 について、譲渡し人が同じで関連がありますので、一括して事務局より説 明願いします。
- 局 長 第1号議案 農地法第3条許可申請についての整理番号1及び2について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。譲受人は、伊篠新田在住者、譲渡人は、芝山町在住者です。申請地は、伊篠新田の農地1筆で、地目は畑、面積は409㎡です。申請理由ですが、譲受人の経営規模拡大です。作付作目は、きゅうり、トウモロコシ他で、権利の種類は、所有権の移転です。位置図、公図につきましては、2ページ、3ページをご覧下さい。続きまして、整理番号2について説明させていただきます。資料の4ページをご覧ください。譲受人は、東酒々井6丁目在住者、譲渡

人は、整理番号1に同じく芝山町在住者です。申請地は、伊篠新田の農地5筆で、地目は田と畑、面積は合計で6,744㎡です。申請理由ですが、譲受人の経営規模拡大です。作付作目は、米、きゅうり、トウモロコシ他で、権利の種類は、所有権の移転です。位置図、公図につきましては、5ページから8ページをご覧下さい。なお、皆様のお手元に配布させていただきましたが、整理番号1及び2について、斉藤推進委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことです。

- 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員 斉藤委員の補足説明 がありましたらお願いします。
- 斎藤推進委員 譲受人は譲渡人の弟で、申請地は平らになっていて今まで耕作していたそうですが、だんだん耕作出来なくなって所有権移転ということになりました。
- 議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

## (質問、意見等なし)

- 議 長 特にないようでしたら、第1号議案 農地法第3条許可申請について採決 を行います。採決は、整理番号ごとに行います。初めに整理番号1につい て、許可することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第3条許可申請について の整理番号1につきましては許可することに決定します。
- 議 長 続きまして、第1号議案 農地法第3条許可申請の整理番号2について、 許可することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第3条許可申請について の整理番号2につきましては許可することに決定します。

- 議 長 次に、第2号議案 農地法第5条許可申請についての整理番号1を議題と し、事務局の説明をお願いします。
- 局 長 第2号議案 農地法第5条許可申請の整理番号1について、説明させてい ただきます。資料の9ページをご覧ください。説明の前に議案番号が第4 **号となっておりますが、第2号の誤りですので訂正願います。それでは、** 改めまして説明させていただきます。譲受人は、富里市在住者、譲渡人は、 上岩橋在住者です。申請地は、上岩橋の農地で、地目は田、面積は 413 ㎡ です。申請理由は駐車場用地で、権利の種類等は所有権移転です。立地基 準ですが、本申請地は、駅の改札口から約500mに位置することから農 地転用可能な第2種農地(a)と判断しました。10ページ、11ページの位 置図と公図を参考にしていただければと思います。資力及び信用について は、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないこ とから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供 することの確実性については、既に大部分を駐車場として使用しているこ とから、許可なく転用してしまったことに対し、今後このようなことがな いようにする旨の理由書が添付されております。計画面積の妥当性につい ては、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障 については、申請地は、40年以上前から擁壁により遮られており、特に営 農への支障はないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、綿貫委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。
- 編貫農業委員 事務局の説明がありましたとおり、40年前ということで私も記憶にないのですが、動態図にある○○○○ができた頃から田んぼではなく、宅地のようになっているので、始末書が提出されています。
- 議 長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

### (質問、意見等なし)

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請人を呼んでおりますので、そ

の際に質問等をお願いします。

- 議 長 次に、第2号議案 農地法第5条許可申請についての整理番号2及び3に ついては、譲渡し人、事業内容等も同一ですので、一括して事務局より説 明願いします。
- 局 第2号議案 農地法第5条許可申請の整理番号2及び3について説明さ 長 せていただきます。資料の 14 ページをご覧ください。譲受人は、神奈川 県川崎市に住所を有する法人、譲渡人は、伊篠在住者です。申請地は、伊 篠の農地で、地目は畑、面積は 998 ㎡です。申請理由は太陽光発電施設用 地で、権利の種類等は賃借権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、 農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、ま た、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。15ページ、 16ページの位置図と公図を参考にしていただければと思います。資力及び 信用については、預貯金残高証明書が添付されており、過去に農地転用の 違反等もないことから、資力及び信用性に問題はありません。申請に係る 用途に遅滞なく供することの確実性については、平成30年11月30日に 完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、文化財保護法は 平成30年7月18日に届出が提出されており、手続き済みです。計画面積 の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地 の営農への支障については、外周を囲うフェンスは、1.4mでメッシュ状 のものを使用するため、通風、日照等への影響はないものと考えます。続 きまして、整理番号3について説明させていただきます。資料の20ペー ジをご覧ください。譲受人は、東京都中央区銀座に住所を有する法人、譲 渡人は、整理番号2に同じく伊篠在住者です。申請地は、伊篠の農地2筆 で、地目は畑、面積は合計で1,391 ㎡です。申請理由は太陽光発電施設用 地で、権利の種類等は賃借権の設定です。立地基準は、整理番号2に同じ く、第2種農地と判断しました。21ページ、22ページの位置図と公図を 参考にしていただければと思います。事業計画につきましては、23ページ になりますが、イの土地選定理由の地目別面積ですが、畑998㎡、合計も 998㎡となっておりますが、それぞれ1391㎡の誤りですので訂正願います。 その他の事業計画につきましては、整理番号2と同様です。以上で説明を

終わらせていただきます。

- 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、宮田委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。
- 宮田農業委員 この場所は長い間耕作人がおらず、太陽光発電施設を設置したいのであれば、仕方がないと思います。
- 議 長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。
- 綿買農業委員 隣接農地所有者の○○○○さんから何かコメントは有りませんか。
- ○○推進委員 申請地は、3年位前までは作っていましたが、太陽光の話があって、また 作ってくれとは言えなくなりました。譲受人が2人の名前になっているの ですが、どういうことでしょうか。
- 議 長 譲受人の関係は局長から説明願います。
- 局 長 申請の関係で分けないといけないということで2人に分けています。実際 の資金の出所は同じだと思います。
- 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、 その際に質問等をお願いします。
- 議 長 次に、第2号議案 農地法第5条許可申請についての整理番号4を議題と し、事務局の説明をお願いします。
- 局 長 第2号議案 農地法第5条許可申請の整理番号4について説明させていただきます。資料の26ページをご覧ください。譲受人は、流山市在住者、譲渡人は、四街道市在住者です。申請地は、下岩橋の農地で、地目は田、面積は678㎡です。申請理由は太陽光発電施設用地で、権利の種類等は所有権移転です。立地基準ですが、本申請地は、駅の改札口から約500mに位置することから農地転用可能な第2種農地(a)と判断しました。27ページ、28ページの位置図と公図を参考にしていただければと思います。資力及び信用については、預貯金残高証明書が添付されており、過去に農

地転用の違反等もないことから、資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、平成30年10月1日着工、平成30年12月1日に完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、進入路に水路があるため、町の道路担当課と協議をしており、許可後、法定外道路占有許可申請をする予定とのことです。申請に係る農地と一体として利用する農地以外の土地については、手前の宅地330㎡が事業区域となっており、売買に関し、合意済とのことです。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、土砂流出等がないように管理会社による土留めの状況確認を定期的に行うとのことです。また、日照、通風に影響を与えることはないとのことです。以上で説明を終わらせていただきます。

- 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、相京委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。
- 相京農業委員 この場所は以前○○さんという方の家がありましたが、お亡くなりになって、妹さんの○○さんという方が相続しました。現在、田んぼも耕作しておらず、荒れ地になっているため、その土地を所有したいということで、今回申請したとのことです。
- 議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員 さんで何か質問等がございましたらお願いします。
- 宮田農業委員 この田んぼは、地面は普通に歩ける状態ですか。
- 相京農業委員手前が宅地で先が畑になっていて、歩ける状態です。
- 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、 その際に質問等をお願いします。
- 議 長 それではこれから現地確認を行います。現地確認は、よろしければ、推進 委員さんも一緒にお願いできればと思います。なお、現地確認後10分間 の休憩をとりたいと思いますので、よろしくお願いします。

<現地確認>

議 長 それでは休憩をときまして、会議を再開いたします。先ほど現地を確認しました農地法第5条許可申請の整理番号1について、申請人を呼んでおりますので入室させて下さい。

## <申請人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請人の 方ですか。

申請人はい、そうです。

議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審 議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願 います。

申請人 遅くなりまして、申し訳ございませんでした。以前隣地を個人で買ってお りましたが、上物は会社名義にさせていただきました。会社用の駐車場が 足りないということで、社員及び来客用の駐車場7台を別添配置図のとお りにさせていただきました。申請地は、南側は事務所と隣接しており、北 側は駐車場7台及び通路を確保予定で、面積は合計で430 m<sup>2</sup>程です。既存 では足りなくなり、隣の方が売買してくれませんかという話があったため、 申請地を選定させていただきました。農地以外の土地の権利取得の見込み については、特にありません。農地の地目は田んぼですが、駐車場のみの 利用で工事は一切ありません。整地のみになります。周辺農地の営農条件 への被害防除対策は、隣に会社の水が漏れない様に排水が隣地に迷惑が掛 からない様にしています。隣接農地○○○番○の所有者は神奈川県在住○ ○○さんという方です。耕作者は○○○○さんです。その隣の○○○番は ○○○○○さんという方です。耕作はしていません。40年以上前から地目 は田んぼだったのですが、周りはコンクリートでできており、境界もはっ きりしているので、被害対策はしてあります。隣接農地所有者の意見です が、以前よりコンクリートになっており、耕作には境界もはっきりしてお り、あぜ道ができているので、耕作には影響がありません。隣接の○○○ ○さんによく伝えてあります。その他の状況ですが、40年以上前にコン クリート塀ができており、実際は田んぼを耕作出来ない場所です。もう一 つ農地に関する認識不足がありました。隣接農地○○○-○は所有者が○ ○○○さんですが、無料で使っても良いと言われて砂利を敷かせて頂いて おり、現在田んぼではなく雑種地になっています。所有権移転の前にそう いったことはしてはいけないと酒々井町農業委員会から指導がありまし た。知らなかったとはいえ、何卒ご理解頂ければと思います。

議 長 ありがとうございました。申請人の説明が終わりましたので、これから質 疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

# (質問、意見等なし)

議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請人におかれましては、お忙 しいところご苦労様でした。

## <申請人 退室>

- 議 長 それでは、第2号議案 農地法第5条許可申請の整理番号1について、採 決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番 号1につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。
- 議 長 次に、現地を確認しました農地法第5条許可申請の整理番号2及び3について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

#### <申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理 人の方ですか。

申請代理人 はい、そうです。

- 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審 議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願 います。
- 申請代理人 申請地は長年耕作者がおらず休耕地になっているので、太陽光発電施設を 設置したいと思います。
- 議 長 ありがとうございました。申請代理人の説明が終わりましたので、これか ら質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

宮田農業委員 下に砕石を敷くということで、除草剤を使用しないので農薬の影響はありませんとありますが、石のところに雑草が生えたらどういった対処を行いますか。

申請代理人 砕石の下に防草シートを敷くので雑草は生えません。

宮田農業委員 砕石の中に種が飛んできて雑草が生えるとおもいます。

申請代理人 メンテナンスを年に2,3回実施し、雑草が生えていたら手で除去します。

脊藤推進委員 雨水の問題ですが、申請地は段地になっていて、水が流れてくると思いますが、どういった対処を行いますか。

申請代理人 段地になっていますので、砕石を敷きます。

**斉藤推進委員** 砕石だけでは、雨水を止められないのではないかと思います。

申請代理人 完全に平にすると切土・盛土になり、埋蔵文化財の許可を得なければなり ません。

脊藤推進委員 あちらこちらで太陽光をやるのは良いのですが、雨水が流れてくるのでは どうにもなりません。

申請代理人 申請地は段になっていて、上の方は高く、○○さんが芝生を栽培しています。草がかなり生えているので、○○さんの方から流れてくる水が外に流出してしまいます。○○さんのところから○○さんの方をみると左側に道路があると思いますが、そちらの方に分散してしまう可能性はあります。対策をしてもしなくてもその場所を平にして真ん中に集めると、雨量が多い場合端に流れてしまいます。現状、対策をしても水は流れてくると思います。

春藤推進委員 雨水が流れてくるときは対処してくれますか。

申請代理人 最近は雨量も異常なので何とも言えないところではありますが、自然に対 処できなければ、U字溝を設置するなど対策しなければと思います。

宮田農業委員 ここのところ、太陽光発電施設が続けて出来ていますが、話を聞いたところでは、発電した電力を東京電力が高く買わないそうです。資金的にどれくらいで借りて、何年で採算が取れて利益が得られるのか。賃借権20年間

でどれだけ収益があるか教えてください。

申請代理人 東京電力の買い取り金額が低くなったからといって、利益が下がるわけではありません。最初40円だったのが、今では20円で、20円の差がありますが、設置、パネル、架台等の費用も下がっているので、利益は変わりません。金額でいうとキロ単価5万円だったのが、今は1万円位です。利回り計算というのがありますが、40円の頃は12%から14%、発電事業者に入っていました。年数でいうと、7年から8年で投資した金額のもとをとれていました。今は大体10年で償却できるので、残り10年で利益が出ます。ですので、東電の買い取りが下がったからといってもうけが少なくなったというわけではありません。

宮田農業委員 現在も利益が12%から14%、利用者に入るのですか。

申請代理人 今はだいたい10パーセント前後だと思います。

宮田農業委員 安くなった分、製品の質が悪くなったということはありませんか。

申請代理人 パネルの技術が向上したり、パネルを置く台の強度を守られる範囲内で薄くしたりして、価格競争になっているかと思います。

宮田農業委員 ○○さんで、○○○○と○○○○の2件に分かれていますが、なぜですか。 あと、何かあった時はどこに連絡すれば良いですか

申請代理人 なぜ譲受人を分けたかというと、太陽光の分譲型が禁止になり、1つの名 義で何カ所も太陽光発電施設を設置してはいけなくなったため、名義を分けなければならなくなりました。大本は〇〇〇〇が管理します。

申請代理人 一点よろしいですか。一番初めの話になりますが、申請地に境界杭が入っていないので、○○さんにも話をして、ある程度境界を明確にするために立会って下さいとお願いしたのですが、雑草が生えているので境界を確定するのが難しい状態です。先に草だけ刈っても良いのでしょうか

議 長 許可後で構いません。申請人説明後、採決して県に進達しますので、許可 が下りたら境界を確定して下さい。

議 長 他にありませんか。他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人 におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

#### <申請代理人 退室>

- 議 長 それでは、第2号議案 農地法第5条許可申請の整理番号2及び整理番号 3について採決を行います。採決は整理番号ごとに行います。初めに整理 番号2について、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番号2につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。
- 議 長 続きまして、第2号議案 農地法第5条許可申請の整理番号3について、 許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番 号3につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。
- 議 長 次に、現地を確認しました農地法第 5 条許可申請の整理番号4について、 申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

#### <申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理 人の方ですか。

申請代理人はい。

- 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審 議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願 います。
- 申請代理人 譲受人がだいぶ前から土地を探していたのですが、偶然酒々井の不動産屋 から一部宅地で農地がくっついている土地があり、使いやすいのではない かという話がありました。話をしたところ、日当たりも良く太陽光発電を やるには適しているのではないかということで、この場所で進めることに なりました。計画としては、太陽光発電施設で電圧一杯の利用、全体の約 300 坪の中で 97kw を予定しています。この土地に関しては、奥の方は畑で

あり造成が必要という訳ではないですが、入口部分は以前宅地で敷地内に 入るための通路があったのですが使えなくなっているので、まちづくり課 の方で法定外公共物の占用手続きを行っています。

議 長 ありがとうございました。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

# (質問、意見等なし)

議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、 お忙しいところご苦労様でした。

## <申請代理人 退室>

- 議 長 それでは、第2号議案 農地法第5条許可申請の整理番号4について採決 を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番 号4につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。
- 議 長 次に、専決処理報告に移ります。農地法第4条の届出の整理番号1及び2 について、一括して報告をお願いします。
- 局 長 専決処理報告 農地法第4条の届出についての整理番号1及び2について 説明させていただきます。初めに農地法第4条の届出についての整理番号 1についてですが、資料の32ページをご覧ください。届出人は、酒々井 在住者の共有名義になります。届出地は、酒々井の農地2筆で地目は、畑、 面積は合計で203㎡、届出理由は、住宅用地です。備考ですが、平成30年6月27日付け、酒農委第4号の1で受理証明を出させていただいております。位置につきましては、33ページの位置図をご覧ください。続きまして、整理番号2についてですが、資料の34ページをご覧ください。届 出者は、酒々井在住者。届出地は、酒々井の農地2筆で地目は畑、面積は合計で366㎡、届出理由は、住宅用地です。備考ですが、平成30年7月6日付け、酒農委第4号の2で受理証明を出させていただいております。位

置につきましては、35ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたら お願いします。

# (質問、意見等なし)

- 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくお願いします。
- 議 長 次に、その他の(1)親睦会会計報告について、事務局より報告をお願い します。

## <事務局報告>

議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたら お願いします。

# (質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、次に、その他の(2)について事務局から何かありましたらお願いします。

# <ワン・スリー運動の推進について><平成30年7月西日本豪雨義援金について><ふるさとまつりについて>

- 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。
- 局 長 5日の水曜日はいかがでしょうか。
- 議 長 ただ今、5日の水曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。 特にないようなので、来月の総会は、5日の水曜日で決定させていただき ます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、 総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。